

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金定款

第一章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田須田町2丁目2番5号に置く。
必要に応じ支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 人間と自然との共生、持続可能な社会を形成するために、環境保全に係る実践活動や啓発活動、援助活動を通じて地域環境や地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を積極的に行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国内外の緑化事業
- (2) ナショナルトラスト事業
- (3) 資源リサイクルとエコマテリアルの普及啓発事業
- (4) 農業副産物の有効利用に関する事業
- (5) 木材の生産、流通に関する事業
- (6) 途上国への技術協力、開発援助の事業
- (7) 国際親善、国際交流の事業
- (8) 村おこしや地域おこしの事業
- (9) 地域緑化とスポーツ振興の事業

- (10) 安全な食品の普及事業
 - (11) 非営利団体の運営、活動に関する支援事業
 - (12) 再生可能エネルギーに関する事業
 - (13) 省資源、省エネルギーに関する事業
 - (14) 地球温暖化防止に関する事業
 - (15) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う
- (1) エコロジーツアーの企画・運営
 - (2) 企業、法人等環境事業の企画・運営
 - (3) 事業に必要な資料の編集及び刊行
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第三章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助してくれる個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員はこの法人に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 三人以上七人以下

(2) 監 事 一人以上三人以下

2 理事のうち、一人を理事長とし、会長、専務理事、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 監事以外の役員は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体の理事または重要な使用人である者、及びこれに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、

理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。会長は、指導的立場でこの法人を支え、広く国内外に当法人の活動を広報する。常務理事は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づいて、この法人の業務を分担処理する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧 問)

第21条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第五章 総 会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の五分之一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(召 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の三分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の表決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続

によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第39条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 運営組織

(委員会部会等)

第40条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の二種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の費用にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関す

る書類と共に、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第九章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分之三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業が達成不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分之三以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の四分之三以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分之三以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告とする。

第十一章 雑 則

(細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高橋 広明
専務理事	平田 通文
理事	古瀬 繁範
監事	佐々木 靖夫
- 3 この法人における設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	1口5千円で2口以上
	賛助会員	1口5千円で1口以上